

高梁市消防本部SNS運用方針

1 目的

この方針は、高梁市消防本部のSNSのアカウント（以下「消防本部SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

2 SNSの定義

ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）、ライン（LINE）などインターネット上のサービスを利用して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 基本方針

消防本部SNSは、高梁市消防本部（以下「当本部」という。）が取り組む行事や予防広報等を発信することを通じ、利用者の利便性を高めるとともに、火災の軽減や災害時の情報収集を目的とする。

また、消防本部SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。

4 運用方法

(1) アカウント名は「高梁市消防本部」とする。

(2) 運用管理者は、予防課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

ア アカウント登録・ID・パスワード管理に関すること

イ 全体の構成及び調整に関すること

ウ その他、運用に関すること

(3) 投稿は、必要に応じて行う。

(4) 緊急時等、平時とは異なる対応が必要とされる場合は、市民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から必要に応じてフォロー及びリツイート等を行う。

5 情報発信内容

(1) 当本部ホームページの掲載内容

(2) 防火防災情報

(3) その他、管理者が必要と認める情報

6 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合は予告なく削除することがある。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は、違反するおそれがあるもの

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権など、当本部又は第三者の知的所有権を侵害するもの

- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、当本部が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

7 免責事項

- (1) 消防本部 SNS の掲載情報の正確性については万全を期するが、当本部は利用者が消防本部 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 当本部は、ユーザーにより投稿された消防本部 SNS に対する、「リプライ」「リツイート」「コメント」等について、一切責任を負わない。
- (3) 当本部は、消防本部 SNS に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことを持って、ユーザーは当本部に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当本部に対して著作権等行使しないことに同意したものとする。

8 著作権

消防本部 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、当本部に無断で転載等を行うことはできない。

9 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、当本部ホームページに掲載する。また、本方針は必要に応じ事前に告知なく変更するものとする。

10 適用

この運用方針は、平成30年11月20日から適用する。